

内灘町多胎児保育助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、内灘町に在住の多胎児をもつ保護者に対し、内灘町子育て支援センターにおいて実施する一時保育の利用料を助成することにより、育児の負担を軽減し、子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多胎児 双子以上の就学前児童をいう。
- (2) 登録者 次条の規定により登録を行った保護者をいう。
- (3) 一時保育 内灘町子育て支援センターで実施する一時保育をいう。
- (4) 一時保育利用券 本事業において発行する月4回分の一時保育利用券をいう。

(登録申請)

第3条 本事業の助成を受けようとする保護者は、内灘町子育て支援センターに多胎児保育登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(決定)

第4条 町長は、前条の申請どおり登録を決定したときは、多胎児保育決定通知書(様式第2号)に、一時保育利用券を添えて、内灘町子育て支援センターを経由し保護者に通知するものとする。

(実施)

第5条 内灘町子育て支援センター所長は、前条の多胎児保育決定通知書により承認された日から、当該多胎児に対し、一時保育を行うものとする。

(取消し)

第6条 登録者は、本事業の対象外となった時点において、速やかに多胎児保育取下げ届(様式第3号)に未使用の一時保育利用券を添えて、内灘町子育て支援センターに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。